

令和4年度登録

群馬県経営管理実施権設定希望事業者  
(意欲と能力のある林業経営者) の募集について

令和4年1月

環境森林部 林政課 経営管理室 経営管理係

## 1 概要

森林経営管理法に基づく森林経営管理制度において、市町村から経営管理実施権の設定を受けることができる民間事業者（意欲と能力のある林業経営者）について、登録を希望する林業経営者を「群馬県経営管理実施権設定希望者の登録等要綱（以下「要綱」という）」及び「群馬県経営管理実施権設定希望者の登録等実施要領（以下「実施要領」という）」に基づき募集します。

## 2 対象者

自己または他人が保有する森林において、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている者（法人又は個人）。

## 3 募集期間

募集期間は以下のとおりとなります。  
令和4年1月14日（金）～2月14日（月）

## 4 募集手続きに関する事項

(1) 次の申請書等（県ホームページからダウンロード）に必要な事項を記載し、添付書類を添えて、以下の提出先へご持参ください（提出部数1部）。

- ①応募申請書（実施要領様式3）
  - ②共通申請様式（実施要領別表2）  
（高崎市、安中市、川場村を除く市町村を希望区域とする場合）
  - ③高崎市・安中市申請様式（高崎市及び安中市を希望区域とする場合）
  - ④川場村申請様式（川場村を希望区域とする場合）
- ※②、③、④については両面印刷可。

(2) 提出先

事務所等の所在地 又は住所	提出先		
	名称	住所	連絡先
前橋市・伊勢崎市・渋川市 榛東村・吉岡町・玉村町	渋川森林事務所	〒377-0027 渋川市金井 395 (渋川合同庁舎 3 階)	TEL 0279-22-2763 FAX 0279-25-0576
高崎市・安中市	西部環境森林事務所	〒370-0805 高崎市台町 4-3 (高崎合同庁舎 2 階)	TEL 027-323-4021 FAX 027-323-6908
藤岡市・上野村・神流町	藤岡森林事務所	〒375-0014 藤岡市下栗須 124-5 (藤岡合同庁舎 3 階)	TEL 0274-22-2253 FAX 0274-24-4976
富岡市・下仁田町 南牧村・甘楽町	富岡森林事務所	〒370-2454 富岡市田島 343-1 (富岡合同庁舎 2 階)	TEL 0274-62-1535 FAX 0274-63-7099

中之条町・長野原町 嬬恋村・草津町 高山村・東吾妻町	吾妻環境森林事務所	〒377-0424 中之条町中之条町 664 (中之条合同庁舎 2 階)	TEL 0279-75-4611 FAX 0279-75-6548
沼田市・片品村・川場村 昭和村・みなかみ町	利根沼田環境森林事務所	〒378-0031 沼田市薄根町 4412 (利根沼田振興局庁舎 2 階)	TEL 0278-22-4481 FAX 0278-23-0409
桐生市・太田市・館林市 みどり市・板倉町・明和町 千代田町・大泉町・邑楽町	桐生森林事務所	〒376-0011 桐生市相生町 2-331 (桐生合同庁舎 2 階)	TEL 0277-52-7373 FAX 0277-54-5132
群馬県外	環境森林部 森林局 林政課 経営管理室 経営管理係	〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1 (県庁 17 階南フロア)	TEL 027-226-3214 FAX 027-223-0463

※土日祝日を除く午前9時から午後5時までの間にご持参ください。

(3) その他

募集期間を越えた場合は受付できません。

5 登録及び公表となる予定日

- (1) 審査結果の通知（3月下旬頃）  
要件に適合しているかどうかの審査結果について申請者へ通知します。
- (2) 実施権希望者名簿への登録（4月上旬頃）  
要件に適合した申請者を「実施権希望者名簿」に登録します。
- (3) 事業者の公表について（4月上旬頃）  
「実施権希望者名簿」を県ホームページ上で公表します。

6 民間事業者から求める情報

申請書及び申請書添付書類（以下の書類）を提出してください。

- ①登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し）
- ②共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し（必要に応じ）
- ③主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営体との協定書等の写し（必要に応じ）
- ④請負契約書の写し等事業実績が確認できる書類（必要に応じ）
- ⑤伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し
- ⑥社会・労働保険への加入状況が確認できる書類
- ⑦雇用に関して交付している文書の様式
- ⑧就業規則の写し（労働基準監督署に就業規則を届出している場合はその写し）
- ⑨修了証の写し等労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類
- ⑩直近3年分の貸借対照表及び損益計算書の写し（個人の場合は青色申告決算書等の写し）
- ⑪中小企業診断士又は公認会計士による経営診断書等、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類（必要に応じ）

※別途審査に必要な情報の提供を求める場合があります。

※林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年度法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業者の場合、添付書類の一部を省略することができます。

※共通申請様式と高崎市・安中市申請様式、川場村申請様式を併せて提出する場合、同一の添付書

類は省略することができます。  
※添付書類は両面印刷可。

## 7 適否を判断する基準

森林経営管理法第36条第2項の要件に適合しているかについては、実施要領別表1の共通基準に基づき判断します。

ただし、高崎市、安中市、川場村を希望区域とする場合は、それぞれの市町村適合判断基準に基づき判断します。

## 8 登録後に公表及び閲覧に供する内容

### (1) 県ホームページによる公表内容

以下の内容を記載した「実施権希望者名簿」を県ホームページ上で公表します。

- ①登録番号
- ②登録年月日
- ③登録変更年月日
- ④有効期限
- ⑤商号又は名称
- ⑥代表者氏名
- ⑦主たる事務所の所在地
- ⑧経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

### (2) 県において閲覧に供する内容

以下の内容を記載した実施権希望者の情報（実施要領別表3）を県において閲覧に供します。

- ①登録者情報（商号又は名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地）
- ②経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域
- ③素材生産に係る目標
- ④森林整備事業等の実績
- ⑤実施体制
- ⑥経理状況等

## 9 登録した民間事業者が行う事項

登録した民間事業者は、以下に掲げる事項を行う必要があります。

- ①毎事業年度の実施状況等を実施要領様式15により知事へ報告する。
- ②「商号又は名称」「代表者氏名」「主たる事務所の所在地」「経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域の一部廃止」に変更があった場合、実施要領様式10により知事へ届け出る。

## 10 その他

応募申請書（添付書類を含む）については、写しを経営管理実施権の設定を希望する市町村へ送付します。

詳細な内容については、「要綱」、「実施要領」及び「群馬県経営管理実施権設定希望事業者の募集に係る質疑応答集」を確認してください。